

生活保護法指定医療機関 届出事項一覧

届出を要する事項			必要な手続き				
			申請書 誓約書	廃止届	休止届	変更届	その他
新規	・病院、診療所、歯科、薬局、訪問看護ステーションが、新たに指定を受ける場合		○ (指定)				
すでに生活保護法の指定を受けている場合	・指定有効期間の満了日を迎える場合		○ (更新)				
	変医療機関 あった場合に	・移転した場合	○ ※変更後も引き続き指定を受けていただける場合	○			
		・開設者、開設法人の変更					
		①個人→別個人					
		②個人⇄法人					
		③法人→別法人					
		※法人の代表者のみの変更の場合は届出不要					
		・診療所⇄病院の変更					
	医療機関コードに 変更がない場合	・名称の変更				○	
		・所在地の変更					
		①移転した場合 (訪問看護ステーションの場合)					
		②住居表示による変更、地番整理					
		・開設者の変更					
		①個人の氏名、法人の名称の変更					
		②個人の住所、法人の主たる事務所の所在地の変更					
		・管理者の変更					
		①氏名の変更					
		②住所の変更					
		③管理者の交代					
いる場合	・指定医療機関が当該事業を廃止した場合			○			
	・指定医療機関の開設者が死亡または失踪宣告を受けた場合			○			
	・指定医療機関の開設者が自己の意思により当該事務を休止した場合				○		
	・天災その他の原因により建物や設備が損壊し正常に業務が行われなくなったが、今後、開設者が復旧する意思及び能力を有する場合				○		
	・休止した指定医療機関が当該業務を再開した場合						再開届
	・指定医療機関が、当該業務を所管する法律により処分を受けた場合 (処分から10日以内に提出)						処分届
る場合	・生活保護法による指定のみを辞退する場合 (業務は継続) (30日以上予告期間が必要)						辞退届

【お問い合わせ・ご提出先】 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市保健福祉部 生活福祉第1課・第2課 医療担当
Tel 028-632-2374